

大阪府PTA安全会活動補償制度の

ご案内

令和8年度

大阪府PTA安全会

〒534-0025 大阪市都島区片町2丁目2番40号
大発ビル301号室（大阪府PTA協議会事務局内）
TEL (06) 6949-8300
FAX (06) 6949-8301

まえがき

PTAは生涯教育の一環としての成人教育を担当する意義を持つとともに、教職員と保護者の連帯意識を培い、“子どもたちのしあわせを”を目標に活動が続けている団体です。したがって、その活動は社会教育、学校教育及び家庭教育等あらゆる分野で幅広く展開されています。

大阪府PTA協議会は、昭和53年度から安全会活動補償制度を発足させ、多数のPTA並びに学校園のご理解を得てご加入いただき、ご要望に応える形で制度を変更しつつ、幾多の事故でお役に立って参りました。

皆さまからお寄せいただく様々なご意見・ご要望を踏まえつつ、PTA会員の皆さまやそのご家族、PTA活動に携わる方々に、さらにお役に立つ様努力して参ります。

一校園でも多くの理解を得て、この補償制度の普及を願っています。

なにとぞよろしくご手配下さいますようお願い申し上げます。

令和8年4月吉日

大阪府PTA安全会
会長 松井 孝至

目次

P. 1	概要
P. 2～3	PTA団体傷害保険
P. 3～5	PTA賠償責任保険
P. 6	お申込み手続き
P. 7～8	事故が発生した場合の手続き
P. 9	傷害事故状況報告書
P. 10	賠償事故状況報告書
P. 11	よくある質問
P. 12～15	補償概要

概 要

- この補償制度への加入は単位PTA毎の全員加入です。なお、教職員は所属PTAと同一条件での加入となります。
- 安全会費（掛金）は園児・児童・生徒1世帯につき年間100円です。
（安全会活動補償制度運営費を含む）
※教職員の方は安全会費不要です。なお、補償の対象には含まれます。
- 補償の期間は、本年6月1日16時から翌年6月1日16時迄の1年間です。
- 補償の内容

①PTA 団体傷害保険	②PTA 賠償責任保険	安全会費
死亡保険金 200 万円	<u>対人賠償</u> 1 名あたり支払限度額 3,000 万円 1 事故あたり支払限度額 2 億円 (自己負担額なし)	園児・児童・生徒 1 世帯につき 100 円 (安全会活動補償制度 運営費用を含む)
後遺障害保険金 死亡保険金額の 4%～100% (障害の程度によって)	<u>対物賠償</u> 1 事故あたり支払限度額 1,000 万円 (自己負担額なし)	
入院保険金日額 3,000 円 (180 日限度)	<u>法律相談・クレーム対応費用</u> 1 事故あたり支払限度額 100 万円	
通院保険金日額 2,000 円 (90 日限度)	保険期間中の支払限度額 1 億円	
手術保険金 (1 事故につき 1 回に限る)	<u>保管物賠償</u> 1 事故あたり支払限度額 10 万円	
入院中に受けた手術 30,000 円	保険期間中の支払限度額 500 万円 (自己負担額 5,000 円)	
入院を伴わない手術 15,000 円		

※提供飲食物危険補償特約の保険金額はPTA活動の遂行に伴う損害賠償責任の対人対物補償と同額です。ただし、保険期間中の限度額については、対人・対物それぞれの1事故あたりの限度額が適用されます。

※PTA団体傷害保険、PTA賠償責任保険の補償の内容の詳細は、必ず別紙「補償内容（概要）」をご確認ください。

※安全会費（掛金）には、安全会活動補償制度運営費用を含みます。

また、大阪府PTA安全会による収益の一部は、大阪府PTA協議会の活動費として大阪府のPTA活動支援に利用されます。

I. 補償の内容

- 日本国内でPTAが主催、または共催するPTA行事参加中(*)に被ったケガ（有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。）を補償します。
- PTA行事に参加するための通常経路による自宅から活動場所への往復途上中のケガ（有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。）も補償します。
- 細菌性食中毒も補償します。
＜細菌性食中毒補償特約＞ ケガには、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。
- 日射または熱射を原因とする熱中症も補償します。
＜熱中症危険補償特約＞ ケガには、急激かつ外来による日射または熱射によって被った身体の障害を含みます。

(*)「PTA行事参加中」とは

1. 被保険者の所属するPTA（単位PTAとその単位PTAが所属し、もしくは構成員となっている組織）の管理下（指揮、監督および指導下）においてPTA行事に参加している間
2. PTA行事に参加（集合から解散まで）するためにPTAが指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路による往復中

II. 被保険者（保険の対象となる方）

- ①PTA会員（保護者・教職員）および園児・児童・生徒
- ②PTA会員の同居の親族（兄弟・祖父母・活動に同伴する未就学児も対象）
（例）児童の母の代理で、同居の祖母がPTA集会に出席した場合
- ③PTA行事への参加が事前にPTAより認められている者
（例）PTAが事前に認めている近所の方が防犯パトロールに参加の場合

III. 保険金をお支払いする場合

被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合に補償します。

（例）

- ①PTA主催のバレーボール大会や親子ハイキングで生徒がケガをした。
- ②PTA行事で夏休みのプール清掃中にPTA会員が誤ってプールに転落し、ケガをした。
- ③運動会でのPTA保護者競技に保護者が参加し、転倒によりケガをした。

IV. 保険金をお支払いできない主な場合

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ
- 病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など）
- 妊娠、出産、早産
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- むちうち症、腰痛その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの・・・など

V. 外部講師、ボランティア、OB・OG等の方々について

「PTA行事への参加が事前にPTAより認められている者」であることを証明する資料が必要となります。

PTA賠償責任保険

I. 補償の内容

<PTA活動の遂行に伴う賠償事故>

- 日本国内でPTAが企画・立案し主催または共催するPTA活動において、運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガをさせたり、物をこわしたりしたことに對してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。（PTA行事への往復途上は対象外です。）

<保管物に関わる賠償事故>

- PTA活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことに對してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。（PTA行事への往復途上は対象外です。）

<法律相談・クレーム対応費用補償>

- PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償します。
- クレーム行為に関して、AIG損害保険（株）の提携先弁護士からのアドバイスや、委任を行う弁護士の紹介を受けられます。

<提供飲食物危険補償>

PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒を被ったことに對してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

Ⅱ. 保険金をお支払いする場合

保険期間中にPTA管理下において、次のような理由により被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害を補償します。

<PTA活動の遂行に伴う賠償責任>

PTA活動の遂行中の偶然な事故により、他人の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます。）を与えたり、他人の財物を損壊させたとき。

（例）

- ①PTA主催のハイキングで、責任者が管理を怠ったことにより児童が水死した。
- ②PTA主催の講演会で、誘導ミスにより群衆が将棋倒しとなり多数が負傷した。
- ③PTA主催の花火大会で主催者の管理が原因で、花火が爆発し観客にケガをさせた。

<保管物に関わる賠償責任>

被保険者が使用・管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物をPTA会員や生徒が損壊、紛失したまたは盗まれたとき。

<法律相談・クレーム対応費用補償>

保険期間中に発生した次のいずれかの事故により、被保険者（PTA）が法律相談を行った場合、または、弁護士委任契約を締結した場合に、引受保険会社の同意を得て負担した弁護士費用を補償します。

- ①PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたこと。
- ②PTAまたはPTA役員が、PTA活動中にクレーム行為を受けたこと、またはPTA活動に起因して発生したことを原因とするクレーム行為を受けたこと。

<提供飲食物危険補償>

PTA活動中に提供された飲食物に起因して、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊し、被保険者（PTAまたはPTA役員）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

Ⅲ. 保険金をお支払いできない主な場合

<PTA活動の遂行に伴う賠償責任><保管物に関わる賠償責任>共通

- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任
・・・など

<PTA 活動の遂行に伴う賠償責任のみ>

- 自動車などの所有、使用、管理に起因する損害賠償責任

・・・など

<保管物に関わる賠償責任のみ>

- 保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた損害賠償責任

・・・など

<法律相談・クレーム対応費用補償>

- 故意または重大な過失

・・・など

<提供飲食物危険補償>

- 賞味期限・消費期限を経過した飲食物に起因する損害賠償責任

・・・など

※このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

<p>■当制度に関するお問合せ先 (取扱代理店・扱者)</p> <p>株式会社アーク・スリー・インターナショナル</p> <p>〒530-0012 大阪市北区芝田1-14-8 梅田北プレイス13F TEL:06-7633-0001 FAX:06-7633-0002 (平日 10:00~17:00)土・日・祝日・年末年始を除く</p>	<p>■引受保険会社</p> <p>AIG損害保険株式会社 トラベルサービス関西支店</p> <p>〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB36階 TEL:06-7223-2120 FAX:06-6375-7144 (月~金 午前9:00~午後5:00)土・日・祝日・年末年始を除く</p>
--	---

引受保険会社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しています。

承認番号：D-008116(2027-01)

お申込み手続き

1. お申込方法

別紙「令和8年度 大阪府PTA安全会活動補償制度 申込手順のご案内」をご覧ください、記載要領に沿ってお手続きください。

2. お申込締切日

令和8年5月27日(水)16時締切です。(令和8年6月1日(月)16時より補償)

【ご注意】

①申込フォームの送信 ②安全会費のお振込み

2点をもちまして申込完了となります。

※締切日を過ぎてのお手続きは、補償の開始日が遅れる可能性がございますので、必ず締切日までにお手続きをお願いします。

※締切日に間に合わない場合は、中途加入のお手続きとなります(掛金は変わりません)。

申込み完了後(①申込フォームの送信 ②安全会費のお振込み)、約1週間で補償開始となります。お急ぎの場合は必ず、下記問合せ先までお電話ください。

※保険期間中に、世帯数や園児・児童・生徒数に変更があった場合のご報告の必要はございません。

なお、世帯数や人数が増加した場合の安全会費の追徴、減少した場合の返還もございません。

【問合せ先】

取扱い代理店：(株)アーク・スリー・インターナショナル

〒530-0012 大阪府大阪市北区芝田1-14-8

梅田北プレイス13F

TEL：(06)7633-0001 FAX：(06)7633-0002

事故が発生した場合の手続

1. 事故の通知

事故がおきましたら、下記要領にしたがい

(株)アーク・スリー・インターナショナルへメールまたは郵送またはFAXでご連絡ください。
必ず事故状況報告書「別紙1」または「別紙2」をお送りください。

※お電話での受付はおこなっておりません。

※別紙1、別紙2に加え参加者名簿の提出が必要となる場合がございます。

【送付先】

メールアドレス：hoken@arc3.co.jp FAX：(06)7633-0002

住所：〒530-0012 大阪府大阪市北区芝田1-14-8 梅田北プレイス13F

(株)アーク・スリー・インターナショナル 保険事業部 宛

①傷害事故の場合……次の内容を傷害事故報告書（別紙1）に記載のうえ、すみやかにご報告ください。

イ) ケガをされた方の氏名、年齢、住所、保護者氏名、電話番号等

ロ) 主催（共催）行事の行事名、実施日、開催場所

ハ) 事故の状況、発生場所、発生日時、ケガの内容

ニ) PTA名称、会長名、会長印（角印）

②賠償事故の場合……PTAが法律上の損害賠償を負うと判断される事故が発生した際は、次の内容を賠償事故状況報告書（別紙2）に記載のうえ、すみやかにご報告ください。

イ) 事故の窓口となられる方の氏名、住所、電話番号等

ロ) 事故の当事者の氏名、年齢等

ハ) 主催（共催）行事の行事名、実施日、開催場所

ニ) 事故の状況、発生場所、発生日時

ホ) 相手の氏名、電話番号、住所

【相手がケガをされている場合】

ケガの名前、病院名、病院電話番号

【相手の物を破損した場合】

破損物についての詳細、状況

へ) PTA名称、会長名、会長印（角印）

2. 保険金請求手続

事故状況報告書受領後、保険金の請求等に関する手続きについては、事務局と連携のうえ、取扱い代理店および保険会社が行います。

事故が発生した時から、保険金お支払までの流れ

1. 大阪府PTA協議会のホームページから事故状況報告書フォーマット(エクセル)をダウンロードしてください。



2. パスワードを入力してフォーマット(エクセル)を開き、「事故・ケガ内容」を入力し、PTA会長印(角印)をご捺印ください。

※ダウンロードのパスワードは「osakafuPTA26」です。



3. (株)アーク・スリー・インターナショナルへメールに添付して送信または郵送またはFAXにてご連絡ください。



※連絡いただきました事故の詳細は、大阪府PTA安全会事務局へ連絡いたします。

4. (株)アーク・スリー・インターナショナルからAIG損害保険株式会社へ事故の報告がされます。



書類での保険金請求をご希望の方

5. 保険会社からおケガをされた方へ、保険金請求書類一式が送付されます。

※保険金請求書の到着および保険会社からの電話連絡には1週間から10日程かかります。万が一、届かない・連絡がない場合は【取扱代理店】へご連絡ください。



6. 治癒後、保険会社へ請求書類一式をご返送ください。

電話での保険金請求をご希望の方 (おケガのご請求のみ)

5. 保険会社からおケガをされた方へ、電話連絡をおこないます。

※傷害事故状況報告書にチェックをされた方のみとなります。



6. 治癒後、保険会社へ治療状況等をご報告ください。



7. 保険会社(AIG損害保険株式会社)から被保険者様ご指定の金融機関へ保険金をお支払致します。

【電話による保険金請求サービス】の導入について

PTA団体傷害保険におけるご請求のうち、ケガによる入院・通院保険金の請求が10万円以下の場合には電話でのご請求が可能です。

書類ではなく電話でのご請求を希望される場合は、傷害事故状況報告書へチェックをお願いします。

なお、ケガの内容や治療状況によっては電話での請求ができない場合がございます。その際は、書類でのご請求となりますことをご了承ください。

傷害事故状況報告書

報告者名 _____

役職名 _____

電話番号 _____

①ケガをされた方について

フリガナ				関 係		
氏 名				保護者・教職員・子 その他()	年齢	才
保護者名				電話 番号	携帯	
住所					自宅	

書類ではなく電話による保険金請求を希望する場合はチェックしてください ⇒
 ※ケガによる入院・通院保険金の請求が10万円以下の場合のみとなります。

②主催（共催）行事について

行事名			実施日	年	月	日
開催場所						
住所						

③事故・ケガの内容について

事故の状況 <small>※詳細を ご記入下さい</small>						
発生場所			発生日時	年	月	日
ケガの内容				時	分	頃
ケガの内容						

以上のとおり、相違ないことを証明いたします。
 保険金請求書記載の口座への振込みをもって、支払がなされたものと認めます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

市・町・村 立

 PTA会長

PTA
 印

大阪府PTA安全会 御中
(送付先: (株)アーク・スリー・インターナショナル)

管理番号: _____
(別紙2)

賠償事故状況報告書

報告者名 _____
役職名 _____
電話番号 _____

①事故の問い合わせ確認先

フリガナ		関係	
氏名		保護者・教職員・子 その他()	
住所	〒	電話番号	

②事故の当事者について

フリガナ		関係	年齢	才
氏名		保護者・教職員・子 その他()		

③主催(共催)行事について

行事名		実施日	年	月	日
開催場所					
住所					

④事故状況について

事故の状況 ※詳細を ご記入下さい		<現場説明図>			
発生場所		発生日時	年	月	日 時 分 頃

⑤相手方について

氏名		電話番号	
住所	〒		
ケガの名前 (部位や症状)			
病院名		病院 電話番号	
破損物について (メーカー/購入時期等)			

以上のとおり、相違ないことを証明いたします。
保険金請求書記載の口座への振込みをもって、支払がなされたものと認めます。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

市・町・村 立

PTA会長

PTA
印

(株)アーク・スリー・インターナショナル

〒530-0012 大阪府大阪市北区芝田 1-14-8 梅田北プレイス 13F

TEL : (06)7633-0001 FAX : (06)7633-0002

※本制度の内容や支払いに関してご不明な点がございましたら、上記取扱代理店または大阪府PTA安全会事務局にお問い合わせください。

大阪府 PTA 安全会事務局

〒534-0025 大阪市都島区片町2丁目2番40号 大発ビル301号室(大阪府PTA協議会事務局内)

TEL : (06)6949-8300 FAX : (06)6949-8301

〈平日 10:00 ~ 16:00 土日祝休業〉

よくある質問

- Q1. 教職員数は世帯数に含めなくても良いのか。その際、教職員の補償は？
A1. 教職員の方は世帯数に含めなくて良いです（安全会費不要）。尚、教職員の方も自動的に補償対象となります。
- Q2. 同居ではなく、近居の祖父母がPTA行事に参加した場合は補償されますか？
A2. 同居でない場合は補償対象外です。ただし、参加が事前にPTAより認められている場合は補償対象です。
- Q3. 世帯数および園児・児童・生徒数はいつ時点の人数で申し込めばよいか？
A3. 申込日時点の人数でお申し込みください。
- Q4. 保険期間中に、世帯数や園児・児童・生徒数に変更があった場合は？
A4. ご報告は必要ございません。世帯数や人数が増加した場合の安全会費の追徴はございません。ただし、減少した場合の安全会費の返還もございません。
- Q5. 友達の家へ寄って（誘い合っ）てからPTA活動に向かった場合、往復途上として補償の対象となるか？
A5. 補償対象です。また友達と待ち合わせをして、自宅とは違う集合場所からPTA活動に向かっているときにケガをした場合も補償対象となります。
※ただし自宅から会場までの通常の経路から明らかに逸脱する場合は補償対象外です。
(例) 友達の家で遊んだ後に行く(帰る)場合やPTA活動後の帰りに関係者でファミリーレストランなどで飲食をした場合のケガなども補償対象外です。
- Q6. PTAではなく、地域が主催の行事は補償対象となるか？
A6. 令和2年度より、傷害保険・賠償責任保険ともに、PTAが主催ではない場合も「共催」であれば対象となります。
※令和元年度以前のご契約：賠償責任保険はPTA主催行事のみ対象です。

別紙「大阪府PTA安全会活動補償制度のご案内」とともにご覧ください。

大阪府PTA安全会 活動補償制度の補償概要

PTA団体傷害保険

(傷害保険普通保険約款+PTA団体傷害保険特約+
細菌性食中毒補償特約+熱中症危険補償特約)

補償項目	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> 故意または重大な過失 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 自動車（自動二輪車・クレーン車等を含みます。）・原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬などを使用して運転をしている間の事故 病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など） 入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） 妊娠・出産・早産 むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの 地震・噴火またはこれらによる津波 戦争・革命・内乱・暴動 放射線照射・放射能汚染 被保険者がビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンングライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に生じた事故 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ …など
後遺障害保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象）	
手術保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度） ① 入院中に受けた手術の場合[入院保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合[入院保険金日額×5]	
通院保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより通院（通院に準じた状態（※1）および往診を含みます。）した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度） （※1）医師の指示により、保険の約款に定める部位（長骨管、脊柱、上肢・下肢の3大関節など）を固定するためにギプスなど（※2）を常時装着した状態をいいます。 （※2）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	

(注1) 被保険者（保険の対象となる方）は次に掲げる方となります。

1. PTA会員およびその学校に通学する児童・生徒
2. PTA会員の同居の親族
3. PTA行事（*）への参加が事前にPTAより認められている方

(*) PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則（名称のいかんを問いません）にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。

(注2) 各特約がセットされている場合は、以下内容も含まれます。

細菌性食中毒補償特約	ケガに細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。
熱中症危険補償特約	ケガに急激かつ外来の日射または熱射による身体障害を含みます。

(※) 「PTA行事参加中」とは次の間をいいます。

1. 被保険者の所属するPTA（単位PTAとその単位PTAが所属し、もしくは構成員となっている組織）の管理下（指揮、監督および指導下）においてPTA行事に参加している間
2. PTA行事に参加（集合から解散まで）するためにPTAが指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路による往復中

PTA賠償責任保険 (賠償責任保険<個人用>普通保険約款+PTA特別約款+児童・生徒補償対象外特約) +提供飲食物危険補償特約+法律相談・クレーム対応費用補償特約

日本国内でPTA管理下(注1)において保険期間中に生じた次の事故につき、PTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

〈PTA活動(注2)の遂行に伴う賠償事故〉

PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人にケガ(死亡を含みます。)をさせたり、他人の物を壊したりしたとき。

〈保管物に係わる賠償事故〉

第三者から借用し、PTAが使用・管理するスポーツ用具等の財物(保管物)をPTA会員または児童・生徒が壊したり、紛失したり盗まれたとき。
※1回の事故につき10万円かつ保険期間を通じてご契約の保険金額が限度となります。

	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
基本補償(管理者賠償責任補償)	<p>保険期間中にPTA管理下(注1)において、被保険者が次の法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。</p> <p><PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任> PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたとき。</p> <p><保管物に係わる損害賠償責任> 被保険者が第三者から借用し、使用・管理するスポーツ用具などの財物(以下、「保管物」といいます。)が損壊、紛失、または盗まれたとき。</p> <p>●被保険者の範囲</p> <p><PTA活動に伴う損害賠償責任> PTAまたはPTA役員</p> <p><保管物に係わる損害賠償責任> PTA</p> <p>●お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。</p> <p>①損害賠償金 (注)損害賠償金の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 ②損害発生・拡大防止費用 ③求償権保全費用 ④緊急措置費用 ⑤争訟費用 ⑥保険会社への協力費用</p> <p>●お支払いする保険金の額 ・上記①から④までは、1回の事故につき次の算式により算出した支払保険金の額をお支払いします。ただし、ご契約の保険金額を限度とします。 支払保険金の額 = 上記①の損害賠償金 + 上記②③④の各費用 - 自己負担額 ただし、限度額についてそれぞれ次のとおりとなります。</p> <p><PTA活動に伴う損害賠償責任> 1回の事故につきご契約の保険金額が限度。</p> <p><保管物に係わる損害賠償責任> 1回の事故につき10万円かつ保険期間を通じてご契約の保険金額が限度。 ・上記⑤および⑥は、支出した費用の全額をお支払いします。ただし、③について、上記①の額が保険金額を超える場合は、次の算式により算出した額をお支払いします。 支出した争訟費用の額 × (保険金額 ÷ ①の損害賠償金)</p>	<p><PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任> <保管物に係わる損害賠償責任> 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 故意 戦争・革命・内乱・暴動 地震・噴火またはこれらによる津波 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 など <p><PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任>のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 被保険者が所有・使用・管理する施設の改築、修理、取り壊しなどの工事に起因する損害賠償責任 自動車などの所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任(提供飲食物危険補償特約がセットされている場合、飲食物に起因する損害賠償責任はお支払いの対象となります。) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任(ただし、PTA役員が負担する損害賠償責任に限ります。) <p><保管物に係わる損害賠償責任>のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた損害賠償責任 など
提供飲食物危険補償特約	<p>PTA活動中に提供された飲食物に起因して、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊し、被保険者(PTAまたはPTA役員)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 ただし、回収措置(飲食物の回収・交換・廃棄など)に関する費用はお支払いの対象外となります。</p> <p>●お支払いする保険金 「基本補償」の「お支払いする保険金」と同じです。 ただし、「お支払いする保険金」①から④までの額は、保険期間を通じて「PTA活動に伴う損害賠償責任」における1事故あたりの保険金額を限度とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 故意 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 故意または重大な過失により法令に違反して提供した飲食物に起因する損害賠償責任 提供した飲食物の瑕疵に起因して飲食物自体に発生した財物の損壊に対する損害賠償責任 廃棄または遺棄した飲食物に起因する損害賠償責任 賞味期限・消費期限を経過した飲食物に起因する損害賠償責任 など

(PTA・PTA役員がトラブルに巻き込まれた場合の弁護士費用) (法律相談・クレーム対応費用補償特約)

法律相談・クレーム対応費用補償特約	<p>保険期間中に発生した次のいずれかの事故により、被保険者（PTA）が法律相談を行った場合、または、弁護士委任契約を締結した場合に、引受保険会社の同意を得て負担した弁護士費用（※1）を補償します。</p> <p>ただし、日本国内で発生した事故に限ります。</p> <p>①PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたこと。</p> <p>②PTAまたはPTA役員（※2）が、PTA活動中にクレーム行為を受けたこと、または、PTA活動に起因して発生したことを原因とするクレーム行為を受けたこと。</p> <p>（※1）事故日を含めて3年以内に行った法律相談または締結した弁護士委任契約に対する費用に限ります。</p> <p>（※2）退任した役員を含みます。</p> <p>●お支払いする保険金</p> <p>被保険者が弁護士に対して支払う相談料・着手金・報酬金・手数料・訴訟費用および事故の対応に要した費用（※1）について、費用ごとに保険の約款に定める金額を限度にお支払いします。</p> <p>ただし、1回の事故（※2）につき100万円かつ保険期間を通じて1億円を限度とします。</p> <p>なお、顧問料は含みません。</p> <p>（※1）「基本補償」で支払われるべき費用を除きます。</p> <p>（※2）同一の事由に対して発生した事故（クレーム行為など）は1回の事故とみなします。</p>	<ul style="list-style-type: none">• 故意または重大な過失• 戦争・革命・内乱・暴動• 地震・噴火またはこれらによる津波• 台風・洪水または高潮• 放射線照射・放射能汚染• 自動車などの所有・使用・管理• 環境汚染（ただし、不測かつ突発的な事故により発生したものは除きます。）• PTAまたはPTA役員による診察・治療・医薬品の販売または身体の整形• 騒音・振動・悪臭・日照不足その他これらに類する事由 <p style="text-align: right;">など</p>
--------------------------	--	---

(注1)「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下において、PTA活動（注2）を行っている間をいいます。

ただし、PTA会員および児童・生徒がPTA活動（注2）へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含みません。

(注2)「PTA活動」とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する活動で、PTA総会・運営委員会などPTA会則に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

事故が発生したときの手続き

(PTA団体傷害保険)

事故が発生した場合には、30日以内に取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。正当な理由なく30日以内に事故発生のご通知をいただけない場合や、引受保険会社に事故の内容をご通知いただく際知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合などには、引受保険会社がそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご注意ください。

- (ご注意)
1. 保険金請求額が10万円以下で、治療期間が3か月以内の場合、「傷害保険金請求書兼同意書」、「傷害保険の事故報告書兼同意書」の各項目に記入捺印の上、診察券のコピーを添えてご提出いただければ、診断書を省略することができる場合があります。
 2. 保険金請求者は、被保険者の方としてください。PTA、学校などが請求者となる場合は、被保険者の方の委任が必要です。
 3. 保険金のお支払いは口座振込で行ないます。口座の名義人は保険金請求者の名義人と同一にしてください。

(PTA賠償責任保険)

事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店・扱者または引受保険会社まで次の事項をご連絡ください。盗難事故の場合には、所轄の警察署へも届出をしてください。

○事故発生の日時・場所 ○被害者の住所・氏名 ○事故の状況・原因 ○損害賠償の請求を受けたときは、その内容

○同一事故を補償する他の保険契約（共済を含みます。）の有無およびその内容（既に支払いを受けた場合は、その事実を含みます。）

- (ご注意)
1. 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。この保険では、引受保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合には、損害賠償請求が解決するようご相談に応じさせていただきます。
 2. 損害賠償額の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。
 3. 法律相談・クレーム対応費用補償特約で補償対象となる弁護士費用については、引受保険会社の同意を得てからご負担ください。

保険用語のご説明

あ	ウイルス性食中毒	ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
か	危険な運動	ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
	ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したことによる急性中毒を含みます。 (注)「細菌性食中毒補償特約」セットの場合は、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も含みます。 【死亡・後遺障害・入院・手術・通院】 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象になりません。
	後遺障害	身体に残された将来においても医学上回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損をいいます。
さ	細菌性食中毒	サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
	時価額	保管物と同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。
	自己負担額	補償の対象となる事由が生じた場合に被保険者の自己負担となる金額をいいます。
	手術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。
は	P T A 役員	会長、副会長、書記、会計、監査、理事、監事、委員長、副委員長、委員その他これに準ずる方をいいます。
	被保険者	保険の対象となる方をいいます。
	保険期間	引受保険会社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。
	保険金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
	保険金額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。
	保険契約者	保険契約の申込みを行い、保険料を払い込む方をいいます。
	保険料	ご契約の内容に基づいて、ご契約者から引受保険会社へ払い込みいただく金銭をいいます。

■引受保険会社

AIG損害保険株式会社

トラベルサービス関西支店

〒530-0011 大阪市北区大深町3-1

グランフロント大阪タワーB36階

TEL:06-7223-2120 FAX:06-6375-7144

(月～金 午前9:00～午後5:00)土・日・祝日・年末年始を除く

